

平成 25 年 12 月 20 日

## IOSCO による最終報告書「リテール向け仕組商品に対する規制」

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「リテール向け仕組商品に対する規制」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、証券規制当局がリテール向け仕組商品を規制するにあたって有用と考えられる規制の選択肢の概要を示すツールキットを提示するものである。

このツールキットは、リテール向け仕組商品に係る懸念に対処するために取りうるアプローチを証券規制当局に提示することにより、投資家保護を強化することを目的に策定されたものである。提示されたツールは、様々な法域において幅広く適用したり採用したりすることが可能となるように意図されており、規制当局はそれぞれの法域において、ツールの一部若しくは全部を実施すること又は全く実施しないことを選択できる。

リテール投資家の間で複雑な金融商品の人気が高まっていることから、証券規制当局は、このツールキットの有用性を見出すかもしれない。これらの商品は、デリバティブと他の金融商品を組み合わせたものである。リテール投資家は、当該商品の複雑性を理解しないまま損失を被ることもありうる。2008 年のリーマン・ブラザーズの破綻に関する金融商品のデフォルトをはじめとする多くの出来事により、リテール投資家が仕組商品について直面しうる問題が明らかになった。これらの出来事により、IOSCO メンバーの間で、金融商品に関する投資家の理解、商品設計、情報開示、適合性評価、不適切販売、販売後の商品管理に関する懸念が生じた。

このツールキットは、仕組商品の発行から投資家への販売に至るまでのリテール向け仕組商品市場における一連の流れ（value-chain）に沿って構成された以下の 5 分野と、15 の規制ツールからなっている。

- リテール向け仕組商品に対する規制上のアプローチ案
- 金融商品の設計・発行に関する規制案
- 金融商品の情報開示・マーケティングに関する規制案
- 金融商品の販売に関する規制案
- 販売後（ひとたび投資家が金融商品を保有した後）の行為に関する規制案

本報告を取り纏めたタスクフォースを、オーストラリア証券投資委員会委員長及びIOSCO 代表理事会議長、グレッグ・メドクラフト氏とともに共同で指揮した、フランス金融市場庁マネージング・ダイレクター、エドゥアール・ヴィエイユフォン氏は次のように話している。

「このツールキットは、リテール向け仕組商品の一連の流れに沿ってより安全な環境の発現を促進するため、業界に対して投資家のニーズを満たす理解可能で革新的な商品を開発する強いインセンティブをもたらす。こうして、このツールキットは、金融革新が適切に進行するより良い状況を作り出すことになる。」

## 背景

2012年2月、IOSCOは、以下を目的として、リテール向け仕組商品に関する作業に合意した。

- ・当該市場及び関連する規制上の課題について理解し、分析すること
- ・適切な場合には、規制上の対応に関する指針を策定すること

2012年半ば、IOSCOは、メンバーに対して質問調査を行った。これは、各法域におけるリテール向け仕組商品市場の詳細、リテール向け仕組商品に対する規制、規制当局が注視している規制上の課題について尋ねたものである。

また、IOSCOメンバーは、市場において見られる課題に対処する規制上のアプローチに係るベストプラクティスに関するコメントも求められ、26のメンバーがこの調査に回答した。

これらの調査の結果は、2012年11月にロンドンで開かれた円卓会議の参加者及び作業部会からのフィードバックにより補完された。2013年4月、IOSCOは、市中協議報告書を公表し、調査結果及びツールキットについて関係者からのインプットを求めた。

本報告書は、仕組商品の概要とともに、法域をまたぐリテール向け仕組商品に関する規制及び政策上の措置の近年の事例を提示するものである。